

盗難・紛失、偽変造カードの不正使用による 預金被害補償規定

この補償規定は盗難にあったもしくは紛失したまたは偽造・変造された総合口座キャッシュカード・普通預金キャッシュカード・当座預金キャッシュカードの不正使用により、預金に被害が発生した（当座貸越が発生した場合を含みます。以下同様とします。）場合の、預金者の皆様に対する補償（損失の負担）について定めるものです。

預金者の皆様の預金に被害が発生し、法律または当金庫キャッシュカード規定により預金の減少につき、当金庫が責任を負わない場合であっても、この補償規定にしたがって、預金者の皆様は、補償を受けることが可能です。

当金庫がこの補償規定にしたがって補償を行った場合には、当該補償金は、預金者の皆様の預金減少につき、法律または当金庫キャッシュカード規定に基づいて当金庫が負担すべき責任額に充当されるものとします。

当金庫がこの補償規定にしたがって補償を行った場合には、当金庫が当該補償金の負担につき、損害保険会社に保険金を請求することがあります。この場合、損害保険会社に預金者の皆様の個人情報や保険金請求に必要な範囲内で提供することがありますので、あらかじめご了承ください。ご協力いただけない場合には補償金のお支払いができない場合がありますので、あわせてご了承ください。

Ⅰ 盗難にあったまたは紛失したカードの不正使用について

- 次に掲げる事由により預金が不正に減少または当座貸越が実行された場合は、次項以下の規定に基づいて、当金庫が、預金の減少または実行された当座貸越の損失を補填します。
 - 盗難(盗取・詐取・横領をいいます。)にあったカードの不正使用
 - 紛失したカードの不正使用
 - キャッシュディスペンサー設置場所において現金を引き出すよう強要され、その現金を奪われたこと
- この補償規定による預金被害の補償を受けるためには、被害にあったことを知ったのち、直ちに当金庫までお届けください。お届けのありました日から、30日前までの不正使用による預金引出しを補償いたします。
- 次のような場合には、この補償規定に基づいて、補償を受けることはできません。
 - (1) 被害があった旨の届出があった日から31日以上前の日に行われた不正使用による預金引出し
 - (2) 当金庫から要請を行ったにもかかわらず、所轄警察署宛の被害届提出を行っていただけないとき

- (3) 盗難にあったまたは紛失したカードの発見回収にご協力いただけないときまたは発見または回収したときに当金庫宛にご通知いただけないとき
- (4) 盗難、紛失および不正使用にかかる事実の調査にご協力いただけないとき
- (5) 預金者またはこれらの者の法定代理人(預金者が法人であるときは、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関)の故意もしくは重大な過失または法令違反
- (6) 預金者の同居の親族および別居の未婚の子、同居人、留守人または使用人が自ら行いもしくは加担した場合
- (7) 預金者が他人に譲渡・貸与または担保差入れしたカードが当該他人に占有されているときに行われたカードの不正使用
- (8) 平成17年12月4日以前に生じていた盗難または紛失
- (9) カードが預金者に到達する前に生じた紛失または盗難
- (10) キャッシュカード規定違反
- (11) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱、その他これらに類似の事変または暴動(群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。)に基づく著しい秩序の混乱に乘じまたは付随してなされた盗難もしくは紛失
- (12) 地震もしくは噴火またはこれらによる津波に基づく著しい秩序の混乱に乘じまたは付随してなされた盗難もしくは紛失
- (13) 核燃料物質(使用済燃料を含みます。以下同様とします。)もしくは核燃料物質によって汚染された物(原子核分裂生成物を含みます。)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故に基づく著しい秩序の混乱に乘じまたは付随してなされた盗難もしくは紛失

4. 補償金の支払い

当金庫は、この補償規定に基づいて、1枚のカードあたり(副カード、再発行を受けたカードについては1枚のカードとみなします。)最高200万円まで、不正に引き出された預金の額を支払います。12月5日から1年以内に2回以上の被害に遭われた場合でも合計で200万円まで(Ⅱ 偽造または変造されたカードの不正使用についての補償金の支払いを受けられた場合その額と合計で200万円まで)のお支払いとさせていただきます。

5. 個人情報の取り扱いについて

当金庫が、この補償規定に基づいて補償金をお支払いする場合、当金庫から、損害保険会社に当金庫の有する預金者に関する情報を提供することがあります。当該情報の提供をご同意いただけない場合は、補償金をお支払いできない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

6. 犯人に対する賠償請求

当金庫が補償金をお支払いした場合には、預金者が不正な預金引き出しを行った犯人に対する損害賠償請求権はお支払いした補償金の額を限度としてかつ、預金者の権利を害さない範囲内で、当金庫に移転するものとします。

Ⅱ 偽造または変造されたカードの不正使用について

1. 偽造または変造されたカードの不正使用により預金が不正に減少または当座貸越が実行された場合は、次項以下の規定に基づいて、当金庫が、預金の減少または実行された当座貸越の損失を補填します。
2. この補償規定による預金被害の補償を受けるためには、被害にあったことを知ったのち、直ちに当金庫までお届けください。お届けのありました日から、60日前までの不正使用による預金引出しを補償いたします。
3. 次のような場合には、この補償規定に基づいて、補償を受けることはできません。
 - (1) 被害があった旨の届出があった日から61日以上前の日に行われた不正使用による預金引出し
 - (2) 預金者またはこれらの者の法定代理人(預金者が法人であるときは、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関)の故意もしくは重大な過失または法令違反
 - (3) 偽造、変造および不正使用にかかる事実の調査にご協力いただけないとき
 - (4) 預金者の同居の親族および別居の未婚の子、同居人、留守人または使用人が自ら行いもしくは加担した場合
 - (5) 預金者が他人に譲渡・貸与または担保差入れたカードが当該他人に占有されているときに行われたカードの不正使用
 - (6) 偽造または変造されたカードに基づいて平成17年12月4日以前に生じていた不正な預金引出し
 - (7) カードが預金者に到達する前に生じた偽造または変造されたカードによる不正な預金引出し
 - (8) キャッシュカード規定違反
 - (9) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱、その他これらに類似の事変または暴動(群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。)に基づく著しい秩序の混乱に乘じまたは付随してなされた偽造または変造されたカードによる不正な預金引出し
 - (10) 地震もしくは噴火またはこれらによる津波に基づく著しい秩序の混乱に乘じまたは付随してなされた偽造または変造されたカードによる不正な預金引出し
 - (11) 核燃料物質(使用済燃料を含みます。以下同様とします。)もしくは核燃料物質によって汚染された物(原子核分裂生成物を含みます。)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故に基づく著しい秩序の混乱に乘じまたは付随してなされた偽造または変造されたカードによる不正な預金引出し
4. 補償金の支払い
当金庫は、この補償規定に基づいて、1枚のカードあたり(副カード、再発行を受けたカードについては1枚のカードとみなします。)最高200万円まで、不正に引き出された預金の額を支払います。12月5日から1年以内に2回以上の被害に遭われた場合でも合計で200万円まで(Ⅰ **盗難にあったまたは紛失したカードの不正使用について** の補償金の支払いを受けられた場合その額と合計で200万円まで)のお支払いとさせていただきます。
5. 個人情報の取り扱いについて
当金庫が、この補償規定に基づいて補償金をお支払いする場合、当金庫から、損害保険会社に当金庫の有する預金者に関する情報を提供することがあります。当該情報の提供をご同意いただけない場合は、補償金をお支払いできない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

6. 犯人に対する賠償請求

当金庫が補償金をお支払いした場合には、預金者が不正な預金引き出しを行った犯人に対する損害賠償請求権はお支払いした補償金の額を限度としてかつ、預金者の権利を害さない範囲内で、当金庫に移転するものとします。

III 規定の変更

- (1) この規定の各条項その他の条件は、諸般の状況変化、その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫ホームページへの掲載、その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。
- (2) この変更は、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

以上

営預他123685